鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年４月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金（以下「本補助金」という｡）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和３年法律第５号）第１条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

（２）「県内中小企業等」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号、以下「強化法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社、同条第６項に定めるもの、又は収益事業を行っている法人若しくは団体等であって商工労働部長が別に認めるものをいう。

（交付目的）

第３条　本補助金は、新型コロナウイルス感染症の長期化、急激に進む円安、エネルギーや原材料等の価格高騰に伴う厳しい経営環境の中で経営上の影響を受けた県内中小企業等による、事業を継続・回復し、持続的に発展させるための前向きな取組を支援することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第４条　知事は、前条の目的の達成に資するため、別表１の第２欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第１欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表２に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に別表１の第３欄に定める率（以下「補助率」）という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また上限は別表１の第４欄に掲げる額とする。ただし、補助金の額が別表１の第５欄に定める額未満となる場合は対象としない。）とし、補助対象期間は同表の第６欄に定めるものとする。

３　補助対象経費について、本補助金と別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

４　補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

（事業実施計画書の提出及び認定）

第５条　本補助金の交付を受けようとする者は、様式第１号による事業実施計画を商工労働部商工政策課長が別に定める期日までに提出するものとする。

２　知事は、前項の提出があったときは、補助対象者の要件及び事業実施計画の内容を審査し、事業の認定の可否を決定するものとする。

３　前項の審査は、別に定める基準に基づき行うものとする。

４　知事は、前項により事業の認定の可否を決定したときは、様式第２号により速やかに結果を通知する。

（事業着手）

第６条　本補助金の交付を受けようとする者は、自己の責任において令和４年10月14日以降に事業に着手することができるものとし、事業の認定日までに生じた経費を、前条第１項の規定による事業実施計画における補助対象経費に含めて提出することができる。

（実施内容の変更）

第７条　第５条第４項に規定する認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、原則として、認定された事業実施計画（以下「認定計画」という。）の範囲内で、補助事業を行うものとする。

２　認定事業者は、認定計画について別に定める変更を行う場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。

（交付申請及び実績報告の時期等）

第８条　規則第５条の規定による本補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）及び規則第17条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日のうち、いずれか早い日までに行わなければならない。

（１）認定計画に係る事業完了（認定計画を変更し一部完了をもって事業完了とした場合を含む。）の日から10日を経過する日

（２）令和５年２月10日

２　交付申請及び実績報告は、様式第３号によるものとする。

３　規則第５条第１号及び第２号に掲げる交付申請に添付する書類並びに規則第17条第２項第１号及び第２号に掲げる実績報告に添付する書類は、それぞれ様式第４号及び第５号によるものとする。

４　認定事業者が第１項各号に規定する日までに交付申請及び実績報告を行わなかった場合は、第５条第４項の規定による認定は失効するものとする。

（交付決定及び交付額の確定）

第９条　本補助金の交付決定及び規則第18条第１項の規定による交付額の確定は、原則として、前条第１項の規定による交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

２　前項の規定により交付決定及び交付額の確定を行ったときは、様式第６号により通知する。

（補助金の支払い）

第10条　知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）の補助対象経費の支払実績額に対応する本補助金を、補助事業者へ支払うものとする。

（財産の処分制限）

第11条　規則第25条第２項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

２　規則第 25 条第２項第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（１） 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具

（２） その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

３　規則第25条第２項の知事の承認に係る申請は、様式第７号により行うものとする。

４　第９条第１項の規定は、規則第25条第２項の承認について準用する。

（財産の処分に伴う収益納付）

第12条　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

２　前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

（消費税及び地方消費税の取扱い）

第13条　本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

（関係書類等の保存）

第14条　補助事業者は、事業完了年度の翌年度から起算して５年間は、本補助金の交付に関する帳簿及び書類を保存しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第15条　知事は、本補助金の交付を受けた補助事業者が、規則第21条に規定するほか、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合は、同条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、規則第22条の規定により所要の額の返還を命ずるものとする。

（捜査機関等への情報提供）

第16条　知事は、本補助金の交付を受けた補助事業者が、前条に規定する偽りその他不正行為によって交付を受けた可能性があると認めるときは、補助事業者が提出した関係書類等を、要請に応じて捜査機関等に提供することができる。

（雑則）

第17条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和４年１０月１４日から施行する。

別表１（第４条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　補助対象者 | ２　補助事業 | ３ 補助率 | ４ 補助金上限額 | ５ 補助金下限額 | ６ 補助対象期間 |
| 次に掲げる事項すべてを満たす者  （１）次に掲げるいずれかに該当すること。  ① 令和４年４月以降、事業計画を提出する直近の決算完了月までの連続する任意の３か月（以下、「対象期間」という。）の売上高（合計額）が、平成３１年から令和３年のうちいずれかの年の同期間（以下、「基準期間」という。）の売上高（合計額）と比較して１０％以上減少していること。  ② 対象期間の売上総利益（粗利）の合計額が、前年同期間分の売上総利益（粗利）の合計額と比較して１０％以上減少していること。  （なお、粗利の算定にあたっては、売上原価に、販売費及び一般管理費（以下「販管費」という。）のうち物価高騰の影響を受けたと認められる経費を含めて算定することができる。本算定を以下「広義の粗利」という。）  （２）県内中小企業等であること。  （３）以下のいずれにも該当しないこと。  ①宗教上の組織若しくは団体  ②鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等  ③上に掲げる者の他、本補助金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者 | コロナ禍の影響からの回復や、円安、燃油・原材料価格やその他物価高騰対策として前向きに実施する次に掲げる（１）～（５）のいずれかに該当する取組であって、かつ（６）に該当するもの  （１）省エネ投資  （２）高効率・高収益化に向けた取組  （３）新商品開発・事業転換への取組  （４）需要確保・販路開拓の取組  （５）その他、本補助金の趣旨に照らして、商工当労働部長が適当と認める事業  （６）次に掲げるいずれかに該当しないこと  ア　政治、宗教又は選挙活動に関わる事業  イ　公序良俗に反する事業  ウ　その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業 | １/２ | １５０万円 | １５万円 | 令和４年　月　日（補正予算議決日）から令和５年１月31日まで |
| ＜利益回復特別枠＞  次に掲げる事項すべてを満たす者  （１）次のいずれにも該当すること。  ①対象期間の売上高（合計額）が、基準期間の売上高（合計額）と比較して１０％以上減少していること。  ②対象期間の売上総利益（粗利）の合計額又は広義の粗利の合計額が、前年同期間分の売上総利益（粗利）の合計額又は広義の粗利の合計額と比較して３０％以上減少していること。  （２）上記（２）及び（３）を満たすこと。 | ２／３ | ２００万円 | ２０万円 |

別表２（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 費　目 | 内　容 |
| 省エネ施設改修・設備投資に要する経費 | 機械器具費 | 省エネ・効率化のために導入する設備（機械装置、備品等）整備に必要な経費 |
| システム導入費 | デジタル活用により省エネ・効率化を実現するため導入するシステム等の構築整備、導入に必要な経費 |
| 施設改修費 | 省エネのための施設改修（節電対策、断熱化等、省エネ効果が見込まれる改修整備）に必要な工事費、設計経費等 |
| 調査・指導費 | 省エネ診断や、現状・課題分析および課題解決に向けた対策等の提案に係る外部専門家への依頼経費、指導経費 |
| 高効率・高収益化に要する経費 | 機械器具費 | 業務の効率化や、コスト削減等による高効率・高収益化のための設備（機械装置、備品等）整備に必要な経費 |
| システム導入費 | デジタル活用で業務効率化やコスト削減等により高効率・高収益化を実現するため導入するシステム等の構築整備、導入に必要な経費 |
| 施設改修費 | 効率化・高収益化のための施設改修（オープンスペース化や動線改善等、業務効率化等が見込まれる改修整備）に必要な工事費、設計経費等 |
| 調査・指導費 | 業務フローや現状・課題の分析および課題解決、効率化・高収益化に向けた対策等の提案に係る外部専門家への依頼経費、指導経費 |
| 新商品開発・事業転換に要する経費 | マーケティング戦略費 | 市場調査、マーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築、事業実施方法転換等への助言を外部専門家に依頼する経費 |
| 機械器具費 | 機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費 |
| 原材料費 | 原材料又は副資材の購入に要する経費  　※ 開発研究等に要するもののみ（販売用は対象外）。 |
| 技術指導費 | 外部専門家からの技術指導、新商品（サービス）のブランディング、プロデュースに係る指導費 |
| 外注費 | 開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費 |
| 開発・事業転換費 | 価格適正化と合わせて行う高付加価値新商品（サービス）の開発・リニューアルに要する経費、 新型コロナ対応の新商品（サービス）の開発等に要する経費、 事業実施転換等を自社で行う経費  　※ 新商品（サービス）開発等の取組で、新たに必要となる直接人件費、固定費（光熱水費、賃料、通信費等）も含む。 |
| 産業財産権導入費 | 必要な産業財産権を導入するための経費 |
| 人材育成費 | 教材の作成、購入又は借用に関する経費、研修受講、研修対価として講師に支払う経費 |
| 需要確保・販路開拓に要する経費 | マーケティング戦略費 | 現状・課題分析および課題解決に向けた対策等の分析、市場調査、マーケティング戦略構築、新規誘客や販路・商圏拡大等に向けた助言を外部専門家へ依頼する経費 |
| 会場整備費 | 展示会、販促イベント等の会場の装飾等に要する経費 |
| 保険料 | 展示品等への保険に要する経費 |
| 通訳翻訳料 | 展示会・イベント等で通訳又は資料等の翻訳に要する経費 |
| 出店登録料 | インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料 |
| 営業代行料 | 販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費 |
| 広告宣伝費 | ホームページ、チラシ、パンフレット等のＰＲツールの作成、消費者への価格適正化の理解促進や新規誘客・再来店に向けた広告・広報に要する経費、新規顧客開拓や再来店促進に向けた取組に係る消耗品等の諸経費 |
| 人材育成費 | 教材の作成、購入又は借用に関する経費、研修受講、研修対価として講師に支払う経費 |
| 需要確保・販路開拓費 | 需要確保や販路開拓（新規出店、店舗拡大等）に直接要する経費  　※ 需要確保・販路開拓の取組で、新たに必要となる直接人件費、固定費（光熱水費、賃料、通信費等）を含む。　※ 販売用の原材料費は対象外。 |
| 共通経費 | 旅費交通費 | 外部専門家等の移動、補助事業実施に必要となる従業員の出張に要する経費 |
| 会場借料 | 会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費 |
| その他の費用 | その他、補助事業として新たな取組の実施に直接必要となる経費であって、商工労働部長が必要と認めるもの（既存実施事業からの経費振替は対象外） | |

※ 消費税及び地方消費税、振込手数料は、補助対象経費から除くものとする。

※ 汎用品（パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等）は補助対象事業に必要不可欠なもののみ対象とする。

なお、個人事業主等で、事業用と兼用の場合は、使用率等をもとに按分し、事業用部分を対象とする。

※ 人件費、固定費、消耗品にかかる経費の計上は、合わせて、補助対象経費全体の２分の１までとする。

様式第１号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

鳥取県知事　様

住　所

氏　名

　　（団体にあっては、名称及び代表者の職氏名）

事業実施計画書

　鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付要綱（令和４年１０月１４日付第２０２２００１６６４１３号鳥取県商工労働部長通知）第５条第１項の規定により、事業計画を提出します。

**１　実施主体の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 | （〒　－　　） | |
| 業種 | □製造業　□建設業　　□交通業　□卸売業　□小売業　□宿泊・観光業　□飲食業　□理美容業　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 資本金・出資金（千円） |  | |
| 従業員数（代表者を除く） | 人 | |
| 担当者職・氏名 |  | |
| 電話番号・ファクシミリ | （電話）  （FAX） | |
| 担当者メールアドレス |  | |
| 誓約・同意事項  ※誓約する場合は、各項目の誓約欄に〇を記載すること。  ※必ず、全項目、確認すること。 | 提出にあたり、以下の事項について確認し、相違ないことを誓約します。 | |
| 誓約 | 項目 |
|  | 宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと。 |
|  | 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。 以下同じ。）ではないこと。 |
|  | 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。 |
|  | 現在事業を実施していること。（臨時休業を含む。） |
|  | 計画書の記載について、不正や虚偽がないこと。 |
|  | 補助対象期間内（最長令和5年1月31日まで）に、支払含め補助事業が完了しない場合、補助金が交付されないことにあらかじめ同意すること。 |
|  | 納品等が間に合わず、補助金が交付されない場合を想定し、予め、発注（予定）先と取扱いに合意しておくこと。（例：補助金が交付されない場合は、発注キャンセル、自己負担での発注等） |
|  | （個人事業主の場合かつ過去２年以内にe-taxで確定申告を行い、当該確定申告書類の添付を省略する場合）  売上高等の要件確認のため、県商工政策課から県税務課に申告情報等を照会することに同意します。  　※ 照会により要件確認できない場合等、確定申告書類を送付していただく場合があります。 |

**２　売上高・売上総利益（粗利）の状況**

|  |  |
| --- | --- |
| 比較方法を選択 | □①売上高での比較　　　□②売上総利益（粗利）での比較　　　□③広義の粗利での比較 |

|  |  |
| --- | --- |
| □利益回復特別枠の適用有無 | 売上高10％以上減かつ粗利(又は広義の粗利)30%以上減で提出する場合は、下表の対象期間・基準期間の各月の金額欄を二段書きとし、上段に売上額を、下段に括弧書きで粗利(又は広義の粗利)額を記入 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **対象期間** | 期間の取り方及び当該期間の実績額 | | **基準期間** | 期間の取り方及び当該期間の実績額 | | 差引額 |
| 令和４年４月以降の、任意の連続する  ３か月間の  □売上高／□粗利額／□広義の粗利額 | | ①売上高比較  → 過去3年（H31(R1),R2,R3）のいずれかの年の同期間 | |
| ②粗利比較 又は ③広義の粗利比較  →前年(R3)の同期間 | |
| 令和４年  月 | 円 | 年  月 | 円 |
| 月 | 円 | 月 | 円 |
| 月 | 円 | 月 | 円 |
| 計 | A:  円 | 計 | B:  円 | B－A  円 |
| 減少幅　（B－A）÷B×100 　※小数点以下切り捨て | | | | | | ％減 |

（参考）比較方法及びそれぞれの算定方法等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 比較方法 | 算定方法 | |
| □ ①売上高 | 基準期間 | 確定申告書類に記載された月額（実売上高）とする。 |
| 対象期間 | 売上台帳、月次決算書類等で把握できる月額（実売上高）とする。 |
| □ ②売上総利益  （粗利） | **売上高－売上原価**（※１）  ※１）売上原価＝期首棚卸高（在庫）＋仕入高（製造原価）－期末棚卸高（在庫） | |
| □ ③広義の粗利 | **売上高－売上原価－販管費のうち物価高騰の影響が認められる経費**（※２）  ※２）荷造り運賃費、水道光熱水費、燃油関連経費（ガソリン代等で個別に管理されている場合に限る。）、その他販管費に計上されているが製造原価に類する経費であって物価高騰の影響が認められる経費（個別に管理されている場合に限る。） | |

|  |
| --- |
| ※過年度分(基準期間)の①売上高、②粗利、③広義の粗利は実績額によることを原則とするが、白色申告等で**月額実績の提出が困難な場合、年額÷１２**をひと月当たりの額とすることができる。  ※当年分の①売上高、②粗利、③広義の粗利も実績額によることを原則とするが、②粗利、③広義の粗利を計算する場合、対象期間の期首・期末棚卸高が把握困難であれば、**事業年度開始時の棚卸高（期首棚卸高）に変動がなかったものとして**計算することができる。（事業年度開始時の棚卸高（期首棚卸高）＝対象期間の期首の棚卸高＝対象期間の期末の棚卸高） |

**３　事業の概要**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業期間 | 開始 | 年　　　　　月　　　　　日  ※事業者の責任において、10/14以降、  計画認定前に着手することも可 | | 終了 | 年　　　　　月　　　　　日  ※最長令和５年１月３１日まで  （事業に係る支払を含む） |
| 他の補助金の活用  ※いずれかに〇を記載 | 有 | 補助金等名称 |  | | |
| 事業内容 |  | | |
| 補助金等名称 |  | | |
| 事業内容 |  | | |
| 無 |  | | | |

**４　事業費及び補助金の見込額（認定希望額）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業（取組）実施に必要な経費 | | | | | | |
| 実施区分 | 費目 | 経費概要 | 発注先／所在地 | 金額(消費税抜きの額) | 合計額(A) | |
|  |  |  |  | 円 | 円  ※30万円（税抜）以上が対象 | |
|  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  | 円 |
| 補助金の見込額 （認定希望額） | | | | | | |
| 補助対象経費合計額（A）　×　１／２　（上限額150万円）　　　※千円未満切り捨て  □ 利益回復特別枠　（売上減10％以上かつ利益減30%以上）適用の場合  　　 補助対象経費合計額（A）×２／３　（上限額200万円） | | | | | | 円 |

**５　実施内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）実施区分  ※該当するものに✔ | □省エネ投資　　　　□高効率・高収益化　　　　　□新商品開発・事業転換  □需要確保・販路開拓　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　） | |
| （２）現在の事業の実施内容 |  | |
| （３）長期化するコロナ禍、円安、又は物価高騰で生じている課題 |  | |
| （４）今回、課題克服のために実施する事業（取組）  ※(1)で選択した区分ごとに概要を記載 | 省エネ投資 |  |
| 高効率・高収益化 |  |
| 新商品開発・事業転換 |  |
| 需要確保・  販路開拓 |  |
| その他 |  |
| （５）事業実施による効果（見込） |  | |

様式第２号（第５条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

職　　　氏　　　名

（公印省略）

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金　事業実施計画に係る［　認定・不認定　］通知書

　　年　月　日付けで提出のあった鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金（以下「本補助金」という。）に係る事業実施計画については、審査の結果、［　認定・不認定　］とすることとしますので、鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付要綱（令和４年１０月１４日付第２０２２００１６６４１３号鳥取県商工労働部長通知）（以下「要綱」という。）第５条第４項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

（認定の場合）

１ 　認定する補助金の見込額（認定額） 金　　　　　 円

（（必要に応じて）内訳 ）

２ 　その他

※一部のみ認定する場合はその内容、理由等を記載すること。

|  |
| --- |
| ※ 本認定は、本補助金の交付を確約するものではありません。本補助金の交付を受けるためには、以下の対応が必要となります。  【留意事項】  ・本補助金の補助対象期間は、最長令和５年１月３１日までです。  ・同期限内に今回認定された事業計画の内容に沿って、事業を実施・完了してください。  ・事業完了から１０日を経過するまで、又は令和５年２月１０日のいずれか早い日までに、本補助金の交付申請及び実績報告を行ってください。当該期限までに交付申請及び実績報告を行わない場合は、事業実施計画に係る県の認定は失効するものとします。  ・今回の認定額を超えて、交付申請兼実績報告を行おうとする場合は、あらかじめ、県担当窓口（０８５７－２６－７８５５）に連絡の上、指示を受けるようにしてください。  ・本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）及び要綱の規定に従わなければなりません。  ・その他、補助金募集要領（鳥取県商工労働部商工政策課「鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金のご案内」に留意し事業を実施してください。） |

（不認定の場合）

１ 　不認定とする理由等

２ 　その他

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

鳥取県知事　様

住　所

申請者　氏　名

　（団体にあっては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金　交付申請書兼実績報告書

　鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金について、下記のとおり、鳥取県補助金等交付規則第５条の規定により交付申請を行うとともに、同規則第17条第１項の規定により、事業の実績について報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付申請  兼実績報告 | 算定基準額  （補助対象経費の額）  ※消費税及び地方消費税は除く | 交付申請額及び実績報告額  （補助金額）  ※消費税及び地方消費税は除く |
|  |  |
| 添付資料 | １　補助事業収支決算書（様式第４号）  ２　補助事業実施報告書（様式第５号） | |

|  |  |
| --- | --- |
| 提出にあたり、以下の事項について確認し、相違ないことを誓約します。（全項目を確認、✔すること） | |
| 項目 | チェック |
| 宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと。 | □ |
| 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。 以下同じ。）ではないこと。 | □ |
| 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。 | □ |
| 現在事業を実施していること。（臨時休業を含む。） | □ |
| 交付申請及び実績報告の記載について、不正や虚偽がないこと。 | □ |

様式第４号（第８条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業収支決算書 | | | | | | | |
|  |  |  | | |  |  |  |
| １．収入の部 | | | | | | （単位：円） | |
| 科目 | | | 金　額 | 資金の調達先 | | | |
| 自 己 資 金 | | |  |  | | | |
| 借　入　金 | | |  |  | | | |
| 本 補 助 金　　（Ａ） | | |  |  | | | |
| そ　の　他 | | |  |  | | | |
| 補助対象経費計　（Ｂ）  ※消費税及び地方消費税は除く | | |  |  | | | |

　２．支出の部

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施区分 | 費目 | 経費概要 | 発注先  ／所在地 | 補助事業に  要する経費  ※消費税及び地方消費税を含む | 補助対象  ※消費税及び地方消費税は除く | 経費 | |
| 本補助金 | 左以外 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | |  | （Ｂ） | （Ａ）  ※補助金は千円未満切り捨てで記載 | ※補助金以外は円単位で記載 |

※（Ａ）には同じ額が入ります。同様に（Ｂ）には同じ額が入ります。

（注）１　委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。

２　委託費及び工事費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、本様式とあわせて提出すること。

３　必要に応じて行を増やして使用すること。（１ページに収まらなくても構わない）

４　補助金額は、補助対象経費合計額×１／２（上限額150万円、下限額15万円）

　利益回復特別枠適用の場合は、補助対象経費の合計額 × ２／３　（上限額200万円、下限額20万円）

　※千円未満切り捨てとする。

様式第４号　別紙

県外発注理由書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容・金額 | 発注先  事業者名 | 発注先  所在地 | 当該発注に係る  県内事業者の状況 | 県内発注できない理由、県外発注でなければならない理由 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

様式第５号（第８条関係）

補助事業実施報告書

１　実施主体の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 業種 | □製造業　□建設業　　□交通業　□卸売業　□小売業　□宿泊・観光業　□飲食業　□理美容業　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 従業員数（代表者を除く） | 人 |
| 担当者職・氏名 |  |
| 電話番号・ファクシミリ | （電話）  （FAX） |
| 担当者メールアドレス |  |

２　実施内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業期間 | 開始 |  | 終了 | 年　　月　　日  ※最長令和５年１月３１日まで |
| （１）実施区分  ※いずれかを〇で囲んでください。 |  | 省エネ投資 | | |
|  | 高効率・高収益化 | | |
|  | 新商品開発・事業転換 | | |
|  | 需要確保・販路開拓 | | |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| （２）事業実施状況 |  | | | |
| （３）事業実施効果・今後の見込み |  | | | |

　※添付書類：

・支出の事実を確認できるもの（契約書、領収書、振込伝票、通帳の写し　等）

・事業の実施状況が分かるもの（成果物、導入した機械器具・システム等の写真　等）

　　（その他、個別の費目に応じて別途書類が必要となる場合があります。）

様式第６号（第９条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

職　　氏　　名

（公印省略）

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付決定兼額の確定通知書

　　年　月　日付けの補助金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書兼実績報告書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金（以下「本補助金」という。）については、下記のとおり、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年４月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき交付することに決定するとともに、規則第１８条第１項の規定に基づき、補助金の額を確定しましたので通知します。なお、下記のとおり精算払します。

記

１　補助事業

　　本補助金の補助事業の内容は、申請書兼実績報告書に記載のとおりとする。

２　交付決定額、確定額及び精算払額

本補助金の補助対象経費の額、交付決定額及び確定額、精算払額は、次のとおりとする。

（１）補助対象経費の額　　金　　　　　　　　円

（２）交付決定額及び確定額　　金　　　　　　　　円

（３）精算払額　　金　　　　　　　　円

３　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第７号（第11条関係）

年　　月　　日

鳥取県知事　様

住　所

申請者　氏　名

　（団体にあっては、名称及び代表者の職氏名）

取得財産処分承認申請書

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付要綱（令和４年１０月１４日付第２０２２００１６６４１３号鳥取県商工労働部長通知）第11条第３項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 品目名 |  |
| 取得年月日 |  |
| 取得価格（円） |  |
| 現時点の価格（円） | （　　　　年　　　月　　　日現在） |
| 財産処分の内容 |  |
| 財産処分に伴う収益の有無及び  収益の額（円） |  |
| 財産処分を行う理由等 |  |

（注）　上表の内容を確認できる資料を添付すること。

（様式第１号関係添付　参考例）

**予定期間内に納品等が完了しない場合の取決めについて**

　鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金を活用して取り組もうとする以下の事業について、納品等の遅延により、補助対象期間内の完了（最長令和５年１月３１日までに、受注者が納品等契約内容の履行完了の上、発注者が代金支払いを完了させること。）が困難となった場合を想定した取扱いについて、あらかじめ、下記のとおり両者合意します。

※注）本書は、発注（予定）者が鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金を活用して行おうとする事業が予定期間内に完了しない場合、補助金が交付されないことになりますが、その場合の発注契約及び代金の支払いについて、受・発注事業者間であらかじめ取扱いを定めておくものです。（本書又は本書に準じる書類の写しを、事業計画書に添付していただきます。）

記

事業の内容（注文内容）

□　鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金は交付されませんが、契約を維持し、受注（予定）者の履行後、発注（予定）者の自己負担により、代金を支払います。

□　契約解除（注文キャンセル）とします。

　　その場合、契約解除料（キャンセル料）の取扱いについては、………とします。

□　その他

発注（予定）者名：

（担当者名）

受注（予定）者名：

（担当者名）

**口　座　振　込　依　頼　書**

　　　年　　　月　　　日

**請求者**　　住所

氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の職氏名）

（連絡先（電話番号）：　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　鳥取県から支払われる鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金については、下記の口座に振り込んでください。

記

支店

出張所

営業部

銀行

金庫

農業協同組合

**１　振込銀行等**

**２　預金科目**　　　　　普　通　　・　当　座

**３　口座番号**　　**店番　　　　　　　　　　　　　口座番号**

（株）ゆうちょ銀行の店名・口座番号は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口で通帳に印字してもらったもの、又はゆうちょ銀行の専用フリーダイヤル・Webサイトで確認したものに限ります。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | ― |  |  |  |  |  |  |  |

**４　口座名義（カタカナ）**

**※請求者と口座名義人が異なる場合に**

請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。

受任者住所・氏名（口座名義人）